

## 社会福祉法人久住会役員等の報酬規程

### (目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人久住会の役員等の報酬について定めるものである。

### (定義)

第二条 本規定でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第三条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1で定める1日分の報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことができる。

2. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬及び交通費の実費弁償費は支払わないものとする。
3. 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1で定める1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

### (理事及び評議員の勤務報酬)

第四条 理事長、及び理事が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3で定める報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことができる。

2. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、その支給は法人の旅費規定に従う。

### (監事の報酬)

第五条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1で定める1日分の報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことができる。

2. 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3に定める報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことができる。

### (改正)

第六条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

### 別表 1

理事長 出席報酬	5, 000 円
理事 出席報酬	5, 000 円
監事 出席報酬	5, 000 円
評議員 出席報酬	5, 000 円

### 別表 2

自家用車使用の場合	走行距離 1kmにつき 20円
公共交通機関使用の場合	実費相当額

※ 但し、会議実施地から役員自宅までの距離が5 km未満の場合には支給しない。

### 別表 3

理事長 業務報酬	15, 000 円
理事 業務報酬	10, 000 円
監事 業務報酬	10, 000 円